

児童虐待に係る通告等の状況及び
児童虐待の防止に関する取組の
状況等に関する報告書

(令和元年度版)

令和元年9月
名古屋市

目次

頁

第1章 児童虐待の通告等の状況

- 1 児童相談所における児童虐待相談・・・・・・・・・・ 1
- 2 社会福祉事務所における児童虐待相談・・・・・・・・ 6
- 3 児童虐待による死亡事例・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 児童虐待の防止に関する取組の状況等

- 1 発生予防のための取組・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 早期発見・早期対応のための取組・・・・・・・・・・ 16
- 3 虐待を受けた子どもの保護・支援の取組・・・・・・・・ 21

(参考)

- 名古屋市児童を虐待から守る条例・・・・・・・・・・・・ 24

はじめに

名古屋市会平成25年2月定例会において「名古屋市児童を虐待から守る条例（以下「条例」という）」が議員提案により成立し、平成25年4月1日に施行されました。

条例では、児童を虐待から守ることについて基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し、必要な事項を定めています。

この報告書は、条例第22条に基づき本市における児童虐待に係る通告等の状況及び児童虐待の防止に関する取組の状況等について市会へ報告するとともに、公表するものです。

第1章 児童虐待の通告等の状況

1 児童相談所における児童虐待相談

平成30年度中の児童相談所における児童虐待相談対応件数は3,394件で、前年度の2,898件と比べ496件（17.1%）増加し、過去最多となりました。

児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、警察が1,775件で最も多く、全体の52.3%を占めています。また、虐待の種別は心理的虐待が1,846件で最も多く、全体の54.4%を占めています。被虐待児の一時保護件数は1,063件で、昨年度の935件と比べ128件増加し、過去最多となりました。

児童虐待相談対応件数の推移

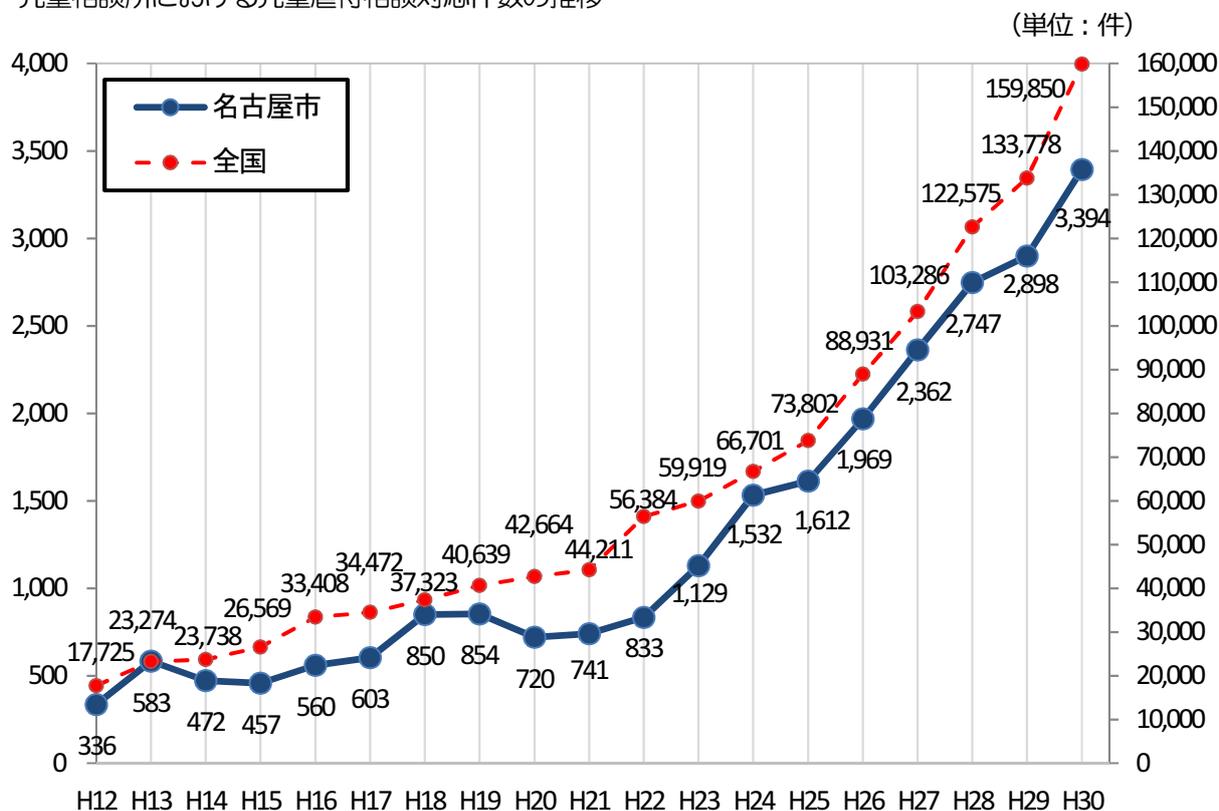
児童虐待相談の対応件数は3,394件で、対前年度比17.1%増となりました。

(単位：件)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
名古屋市	336	583	472	457	560	603	850	854	720	741
全国	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
名古屋市	833	1,129	1,532	1,612	1,969	2,362	2,747	2,898	3,394
全国	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850

児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



注1：30年度の全国の対応件数は速報値
 注2：22年度の全国の対応件数は、福島県を除く数値

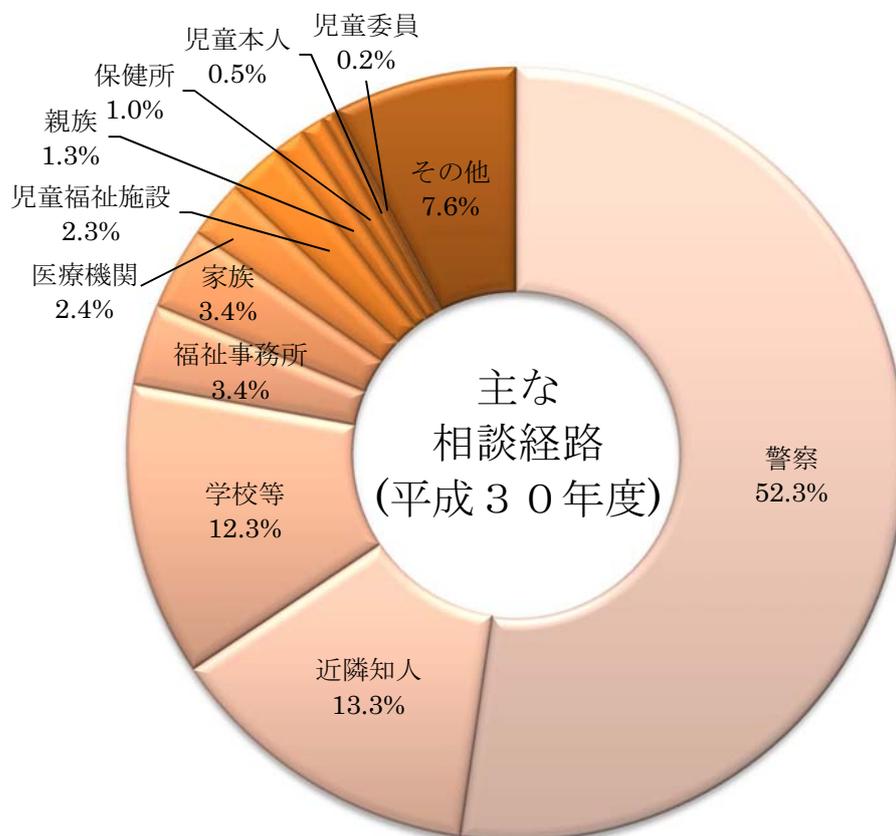
主な相談経路

児童虐待にかかる相談経路は、警察からの相談が最も多く、全体の52.3%でした。次いで、近隣知人からによるものが多く、全体の13.3%でした。

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度
家族	95 (3.3%) 【5】	115 (3.4%) 【4】
親族	20 (0.7%) 【9】	43 (1.3%) 【8】
近隣知人	322 (11.1%) 【2】	450 (13.3%) 【2】
児童本人	20 (0.7%) 【9】	17 (0.5%) 【10】
福祉事務所	117 (4.0%) 【4】	115 (3.4%) 【4】
児童委員	1 (0.0%) 【11】	8 (0.2%) 【11】
保健所	21 (0.7%) 【8】	34 (1.0%) 【9】
医療機関	65 (2.2%) 【7】	83 (2.4%) 【6】
児童福祉施設	79 (2.7%) 【6】	77 (2.3%) 【7】
警察	1,709 (59.0%) 【1】	1,775 (52.3%) 【1】
学校等	278 (9.6%) 【3】	417 (12.3%) 【3】
その他	171 (7.1%) —	260 (7.6%) —
計	2,898	3,394

注：【 】囲みの数字は、各年度において多い方から並べた場合の順位

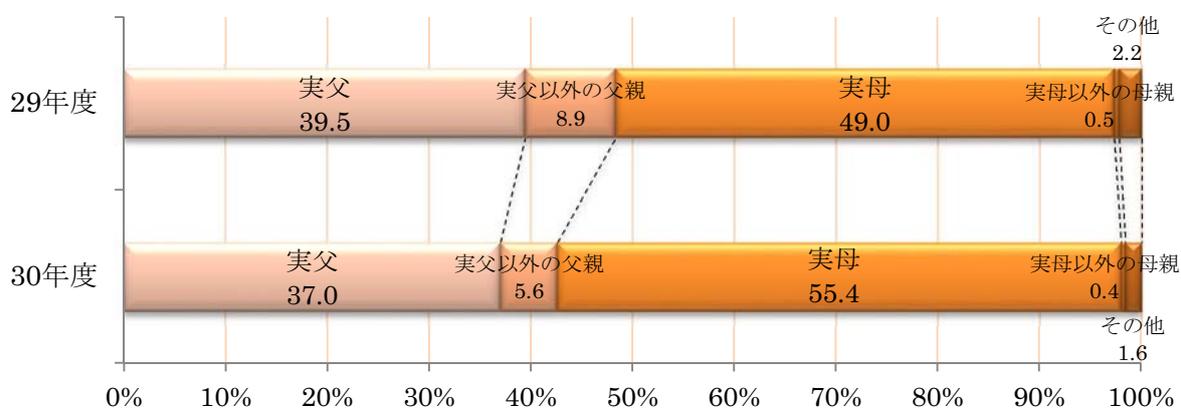


主たる虐待者

実母によるものが最も多く、全体の55.4%でした。

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度
実父	1,146 (39.5%)	1,257 (37.0%)
実父以外の父親	259 (8.9%)	189 (5.6%)
実母	1,420 (49.0%)	1,881 (55.4%)
実母以外の母親	14 (0.5%)	13 (0.4%)
その他	59 (2.2%)	54 (1.6%)
計	2,898	3,394

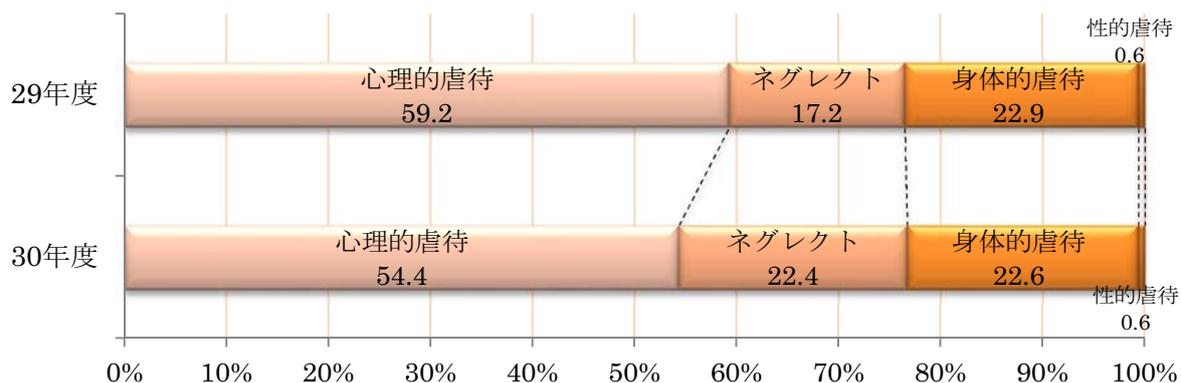


虐待の種類

心理的虐待の件数が最も多く、全体の54.4%でした。

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度
心理的虐待	1,716 (59.2%)	1,846 (54.4%)
ネグレクト	499 (17.2%)	761 (22.4%)
身体的虐待	665 (22.9%)	768 (22.6%)
性的虐待	18 (0.6%)	19 (0.6%)
計	2,898	3,394

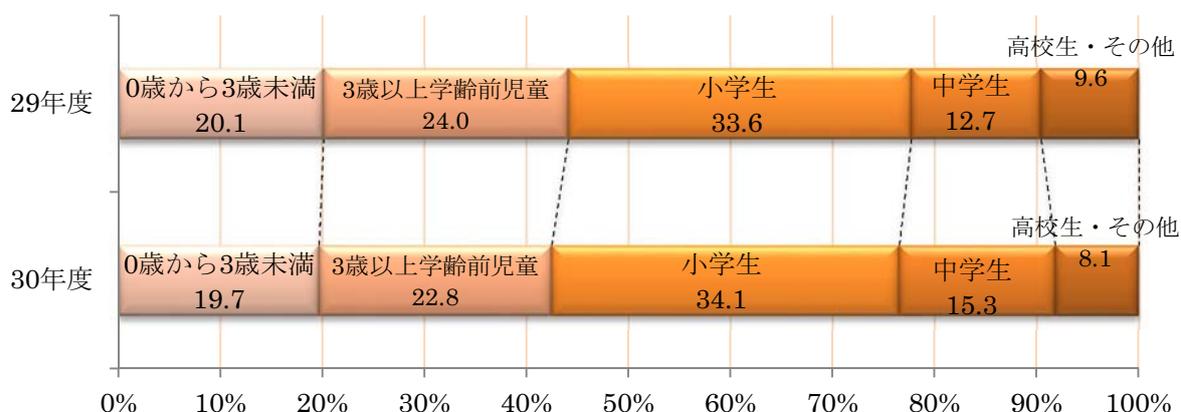


被虐待児童の年齢の状況

就学前の児童の占める割合が高く、全体の42.5%となっています。

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度
0歳から3歳未満	581 (20.1%)	668 (19.7%)
3歳以上学齢前児童	695 (24.0%)	773 (22.8%)
小学生	974 (33.6%)	1,156 (34.1%)
中学生	369 (12.7%)	518 (15.3%)
高校生・その他	279 (9.6%)	279 (8.1%)
計	2,898	3,394

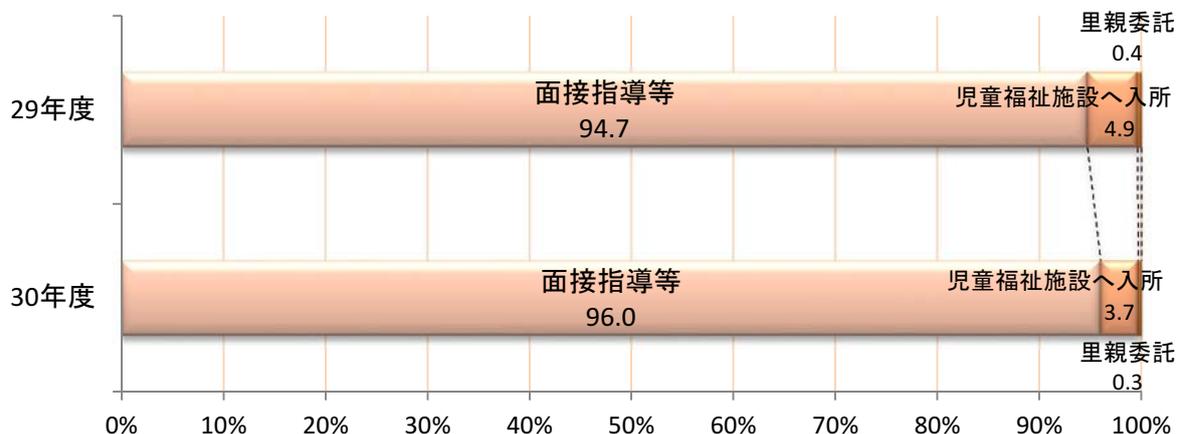


対応状況について

対応状況の各区分の割合は、平成29年度と概ね同じでした。

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度
面接指導等	2,744 (94.7%)	3,258 (96.0%)
児童福祉施設へ入所	143 (4.9%)	125 (3.7%)
里親委託	11 (0.4%)	11 (0.3%)
計	2,898	3,394



一時保護の実施状況

被虐待児の一時保護件数及び延べ日数は大幅に増加しました。

区 分	平成29年度	平成30年度
一 時 保 護 件 数	1,443件 延べ43,741日	1,620件 延べ52,660日
(再掲)被虐待児の一時保護件数 ()内は一時保護総件数に占める被虐待児の割合	935件 (64.8%) 延べ28,832日	1,063件 (65.6%) 延べ35,775日

施設入所に関する家庭裁判所への承認の申立ての状況

平成30年度の申立て件数は12件となりました。

区 分	平成29年度	平成30年度
申立て件数	6件	12件
児 童 数	7人	18人

児童福祉法第28条では、保護者が子どもを虐待する等により、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害するため施設入所措置が必要と判断される場合において、施設入所措置に親権者が反対の意思表示をしている場合であっても、家庭裁判所の承認を得て、施設入所措置をとることができることと定めています。

親権喪失等の申立ての状況

平成30年度は親権喪失の審判を4件、親権停止にかかる審判を7件申立てました。

区 分	平成29年度	平成30年度
親 権 喪 失	1件	4件
親 権 停 止	1件	7件
管 理 権 喪 失	0件	0件

児童福祉法33条の7では、民法上の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求について、児童相談所長も行うことができると定めています。

出頭要求等の件数

平成30年度は出頭要求を6件、立入調査を1件実施しました。

区 分	平成29年度	平成30年度
出 頭 要 求	1件	6件
立 入 調 査	7件	1件
再出頭要求	0件	0件
臨検・搜索	0件	0件

児童相談所の対応に万全を期すため、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する「出頭要求」、児童の住所・居所への「立入調査」、裁判官の許可状を得た上で行う「臨検・搜索」の制度が設けられています。

2 社会福祉事務所における児童虐待相談

平成30年度の社会福祉事務所における児童虐待相談対応件数は741件でした。

区 分	平成29年度	平成30年度
相談対応件数	562件	741件

3 児童虐待による死亡事例

平成30年度に厚生労働省へ報告した、本市における平成29年度の児童虐待による死亡事例は2件でした。

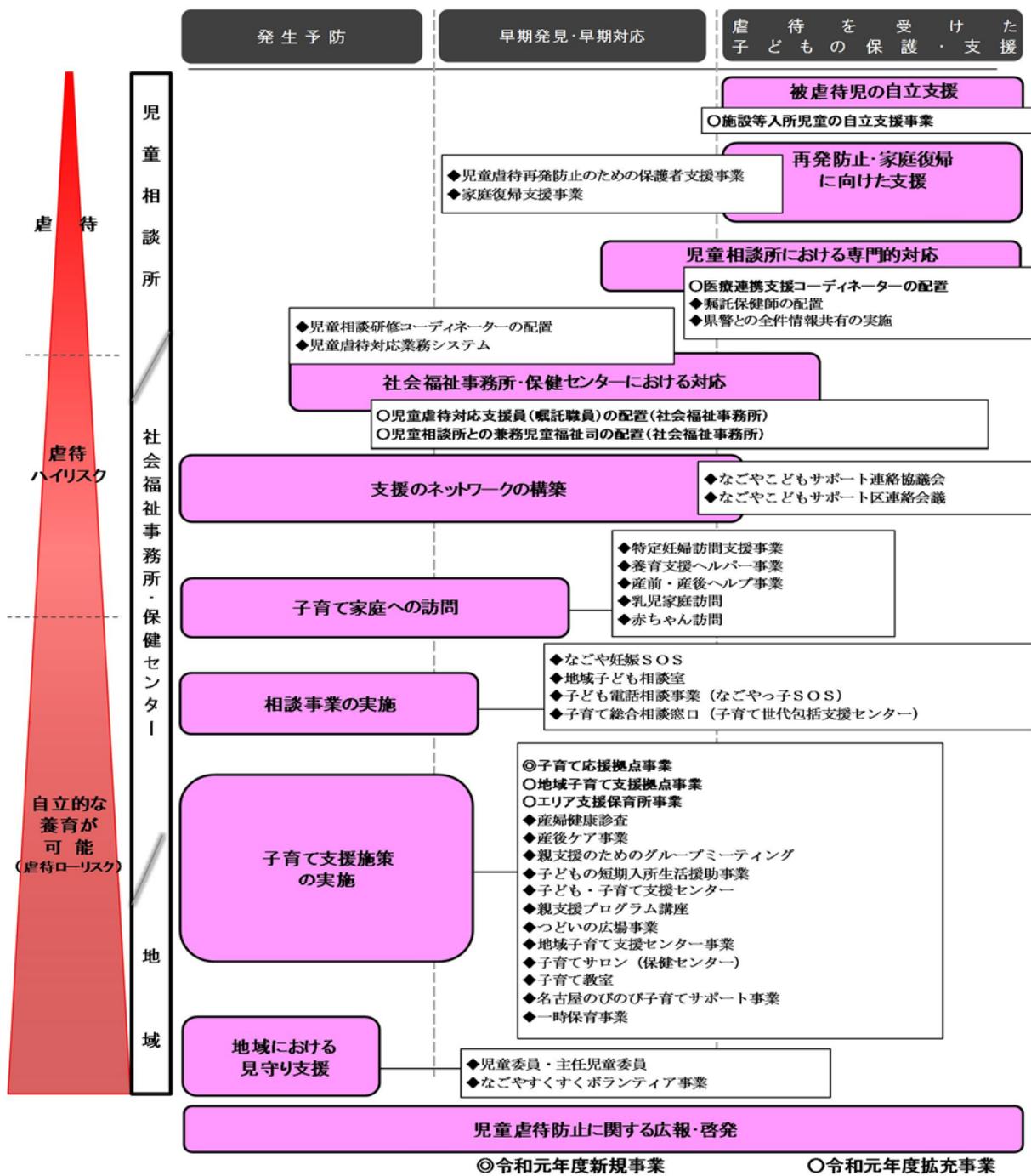
区 分	件数(人数)	事件発生以前における児童虐待の通告
心中以外の虐待死事例	2件(2人)	なし
心中による虐待死事例	0件(0人)	なし

第2章 児童虐待の防止に関する取組の状況等

名古屋市では、児童虐待の防止のために児童相談所、社会福祉事務所、保健センターを中心に各機関が連携・協働して対策に取り組んでいます。

1. 発生予防のための取組
2. 早期発見・早期対応のための取組
3. 虐待を受けた子どもの保護・支援の取組

名古屋市における児童虐待防止に関する取組の体系のイメージ図



1 発生予防のための取組

児童虐待の発生予防のため、広報・啓発を実施するほか、相談窓口の設置、子育て家庭への訪問や各種子育て支援施策、地域における見守り支援を実施しています。

(1) 広報・啓発の取組

児童虐待防止推進月間等の取組

【概要】

条例第20条では、毎年5月・11月を児童虐待防止推進月間と定めています。

また11月は、厚生労働省が主唱する「オレンジリボンキャンペーン」として、全国的に児童虐待防止へ向けた広報・啓発を実施しています。本市においても、推進月間を中心に多くの民間団体や関係機関の協力を得て、広報・啓発に取り組んでいます。

【実績】

平成30年度の児童虐待防止推進月間を中心とした主な取組

区分	内容
推進月間	5月 <ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象とした啓発（街頭啓発活動） とだがわこどもまつり 日程：平成30年5月4日 場所：とだがわこどもランド ・関係者向け研修会の開催 ・新小学校1年生とその保護者に向けた啓発リーフレットの配布
	11月 <ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象とした啓発イベント（オレンジリボンたすきリレー） 日程：平成30年11月17日 場所：ナディアパークアトリウム ・民間企業・団体の協力による広報啓発（リーフレット・ポスターの掲示等） 百貨店、ドラッグストア、飲食店、コンビニエンスストア、理髪店、飲料メーカー、公共交通機関、子育て関連企業等 ・電子媒体を活用したPR なごや子育てアプリNAGOMii（なごみー）、名古屋市公式LINE、青少年交流プラザFACEBOOK、N-channel学生タウンなごやポータルサイト
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・マラソンEXPO（名古屋ウィメンズマラソンほか）での広報啓発 日程：平成31年3月9日 場所：ナゴヤドーム
	<ul style="list-style-type: none"> ・成人の日記念行事用ちらし
	<ul style="list-style-type: none"> ・各区における独自の広報啓発の取組

(2) 地域における見守り支援

児童委員・主任児童委員

【概要】

児童委員及び主任児童委員は、地域において、子育て中の保護者や子どもの状況を把握しつつ、身近な相談役として地域で見守りを行う等、子育ての孤立化の予防へ向けた活動を実施しています。

なごやすくすくボランティア事業

【概要】

児童虐待の予防のための見守りなど、地域全体で子育て家庭を支援する「なごやすくすくボランティア」を養成しています。また、その中から意欲のある方を「名古屋市すくすくサポーター」として登録し、市や地域が実施する子育て支援活動に派遣しています。

【実績】

平成30年度末 名古屋市すくすくサポーター登録者数 321人

(3) 子育て支援施策の実施

子育て応援拠点事業

【概要】

令和元年10月から、子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供する子育て応援拠点を設置することにより、支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての負担感、不安感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげます。

※本事業は地域子育て支援拠点事業として位置づけられています。

地域子育て支援拠点事業

【概要】

子育て親子が自由に集い、交流することができる一定の基準を満たす場を開設し、子育てに関する相談、講座の開催、情報提供等を行うことで、子育ての不安感、負担感等を緩和するとともに、地域の子育て力の向上を図っています。

【実績】

平成30年度末 40か所 延べ180,363人利用

エリア支援保育所事業

【概要】

公立保育所が「エリア支援保育所」として、地域の子育て家庭を支援するため、子育て家庭の集まる場の設定、子育てサロン等での相談支援、支援が必要な家庭への訪問等を行っています。

【実績】

平成30年度 20か所実施

産婦健康診査

【概要】

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用を助成しています。

【実績】

平成30年度 33,268件

産後ケア事業

【概要】

出産直後の育児困難感を抱える母親に対して、家庭において安心して育児ができるようにするために、助産所等において、助産師が寄り添い、宿泊や通所によるきめ細やかな支援を行っています。

【実績】

平成30年度	宿泊型	利用実組数	28組	利用日数	184日
	日帰り型	利用実組数	0組	利用日数	0日

親支援のためのグループミーティング

【概要】

育児不安や困難感の強い親等を対象にしたグループミーティングを保健センターで実施し、親の心理的安定やよりよい親子関係を築くことができるよう支援しています。

【実績】

平成30年度 91回開催 延べ481人参加

子どもの短期入所生活援助（ショートステイ）事業

【概要】

保護者の疾病、出産、事故、災害等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、乳児院、児童養護施設、里親家庭において、原則として7日以内で児童の一時的な養育を実施しています。

【実績】

平成30年度 延利用日数 1,498日

子ども・子育て支援センター

【概要】

親子で自由に遊び、交流できる広場「キッズパーク」を運営するほか、子育てに関する各種講座（親子向け・父親向け・子育て支援者向け等）の開催、「758キッズステーションホームページ」及び「名古屋市子育て応援サイト（携帯サイト）」による子育て情報の発信、子育て支援団体・サークルに対する活動支援等を実施しています。

また、キッズパークで子どもと遊びながらの気軽な相談（ぷらっと相談）を始め、子育ての困りごと・悩みごとの個別相談、電話相談等、子育てに関するあらゆる相談に土・日曜日も含めて対応しています。

【実績】

平成30年度

（キッズパーク）	延べ利用者数	40,000人
（各種講座）	延べ受講者数	4,641人
（サイトアクセス数）	キッズステーション	延べ75,110件
	名古屋市子育て応援サイト	延べ702,953件
（相談実績）	3,967件	

※本事業は地域子育て支援拠点事業として位置づけられています。

親支援プログラム講座

【概要】

進行する子育て家庭の孤立化への対応策として、親自身が仲間どうしで学びながら気づきを生んだり、解決策を見出す力をつけていくことのできる「親支援プログラム講座」を、子ども・子育て支援センター始め市内各地で実施しています。

【実績】

平成30年度 26講座開催 受講者数 延べ1,256人

つどいの広場事業

【概要】

主に乳幼児の親と、その子どもが気軽に集い、互いに交流を図ることや育児に関する悩みの相談等ができる場を提供する子育て支援団体に対し、事業運営費の助成を行い、地域の子育て支援機能の充実を図っています。

【実績】

平成30年度 補助か所数 8か所
延べ利用者数 15,377人

地域子育て支援センター事業

【概要】

保育所等において、地域における子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置、育児不安についての相談事業、子育て情報の提供及び子育て家庭の多様なニーズへの積極的な対応を行っています。

【実績】

平成30年度末 54か所 延べ289,172人参加

※本事業は地域子育て支援拠点事業として位置づけられています。

子育てサロン（保健センター主催）

【概要】

初妊婦及び第1子の乳児を持つ親を対象に、地域の親子の定期的な交流や親同士の仲間づくりを行うことで、育児不安や孤立感の軽減を図る「子育てサロン」を地域のコミュニティセンター等において実施しています。

【実績】

平成30年度 1,384回開設 延べ16,390人参加

子育て教室（保健センター主催）

【概要】

子どもの健やかな育ち及び親の育児不安や孤立感の軽減を図るよう、子育て全般に関する不安や悩み等に対して、正しい保健知識の普及、実技指導、仲間づくり等を実施しています。

【実績】

平成30年度 2,134回開催 延べ32,445人参加

名古屋のびのび子育てサポート事業

【概要】

子育ての手助けをして欲しい方（依頼会員）に子育てのお手伝いをしたい方（提供会員）を紹介し、会員同士で子育ての援助ができるよう支援しています。

【実績】

平成30年度 活動件数 25,040件

平成30年度末 会員数 9,089人

（内訳：依頼会員7,453人 提供会員1,191人 両方会員445人）

一時保育事業

【概要】

保護者の就労形態の多様化にともなう一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育、新たな気持ちで育児に取り組むためのリフレッシュ保育を実施しています。また、リフレッシュ保育に特化した「リフレッシュ預かり保育事業」を公立保育所99か所が交代で、1日10か所程度で実施しています。

【実績】

平成30年度 (一時保育) 60か所実施
(一時保育・リフレッシュ預かり保育) 延べ60,575人

(4) 相談事業の実施

なごや妊娠SOS

【概要】

思いがけない妊娠で悩む人が孤立することなく、正しい知識を知り、必要な支援を受けることができるよう、電話やメールによる相談窓口を開設し、相談に対して必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて保健センター、社会福祉事務所、児童相談所、医療機関等と連携し、妊娠期からの切れ目のない支援を実施しています。

【実績】

平成30年度 電話相談 延べ73件 メール相談 延べ189件

地域子ども相談室

【概要】

保護を要する子どもの問題や児童虐待等について相談に応じ、また、児童相談所の委託を受けて継続的に子どもや家庭を指導する、「地域子ども相談室(児童福祉法第44条の2の規定による児童家庭支援センター)」を児童養護施設内に設置しています(市内1か所)。

【実績】

平成30年度 相談実績 延べ2,305件

子ども電話相談事業(なごやっ子SOS)

【概要】

児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を受け付ける窓口として、24時間・365日体制の電話相談窓口を設置しています。

【実績】

平成30年度 電話相談受付件数 延べ4,241件
(うち児童虐待に関する相談:262件)

子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）

【概要】

各保健センターに子育て総合相談窓口を設置し、妊娠、出産、子育てに関する悩みや不安の相談に保健師等が応じ、子育て支援を行っています。

【実績】

平成30年度 電話相談 延べ29,950件 面接相談 延べ42,748件

Eメールによる相談受付

【概要】

児童相談所における児童虐待相談等について、より相談しやすい体制を整えるため、来所相談や電話相談に加えて、Eメールによる相談受付を実施しています。

【実績】

平成30年度 延べ60件（うち児童虐待に関する相談：60件）

（5）子育て家庭への訪問

特定妊婦訪問支援事業

【概要】

出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）に対して、虐待の発生を未然に防止することを目的に助産師が家庭訪問し、継続的な支援を行っています。

【実績】

平成30年度 58人 延べ380回

養育支援ヘルパー事業

【概要】

支援が必要な家庭に対してヘルパーを派遣し、子どもの安全確認を行うとともに、ヘルパーが行う家事育児支援により、保護者の育児技術の向上と家庭における養育環境の改善を図ることを目的に実施しています。

【実績】

平成30年度 156世帯 延べ5,622回 8,047.5時間

産前・産後ヘルプ事業

【概要】

妊娠中や出産後の体調不良等のため、家事や育児が困難で、昼間に家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない場合にヘルパーを派遣します。

【実績】

平成30年度 810人 延べ11,621回 21,950時間

乳児家庭訪問

【概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を対象に、保健師又は助産師が家庭を訪問し、発育、栄養、生活環境、疾病予防等に関する保健指導及び養育者に対する子育て支援を実施しています。

【実績】

平成30年度 延べ22,346人

赤ちゃん訪問

【概要】

子育て家庭を地域から孤立させないよう、地域と子育て家庭をつなぐ取組みとして、主任児童委員及び区域担当児童委員が、原則第1子の乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに対する不安感や負担感を軽減する取組みを実施しています。

【実績】

平成30年度 9,631件

2 早期発見・早期対応のための取組

児童虐待の早期発見のため、関係機関が連携する体制を整備するほか、関わりの深い関係機関に対し、早期発見についての広報・啓発を実施しています。

また、早期対応を行うため、通告機関である児童相談所・各区社会福祉事務所の体制を強化するとともに、研修等の実施により、担当する職員の専門性向上のための取組を実施しています。

(1) 支援のネットワークの構築

なごやこどもサポート連絡協議会

【概要】

児童福祉法第25条の2に基づく、「要保護児童対策地域協議会」として「なごやこどもサポート連絡協議会」を設置し、児童虐待やいじめ等の問題について、国、自治体、関係団体等の代表者による全市レベルの情報交換、連絡調整と援助困難な事例等について、協議を実施しています。

【実績】

平成30年度 2回開催

なごやこどもサポート区連絡会議

【概要】

各区において「なごやこどもサポート区連絡会議」を設置し、「代表者会議」、「実務者会議」、「サポートチーム会議」の3層構造により、地域レベルの関係機関の連携を行うとともに、個々の要保護児童等の総合的な実態把握及び具体的な支援内容の検討を行っています。

【実績】

区 分	内 容	平成30年度 開催回数
代表者会議	児童福祉に関係する機関の代表者が出席し、いじめや児童虐待等、児童福祉に関する諸問題についての情報交換及び連絡調整を行う	19回
実務者会議	各区社会福祉事務所、保健センター、児童相談所の実務担当者が出席し、区内の要保護児童等の総合的な実態把握（区内全ケースの進行管理）や援助方針の確認・検討及びサポートチーム会議の編成の検討等を行う	226回
サポートチーム 会議	支援が必要なケース毎に結成され、関係機関の担当者が出席し、情報交換や支援内容の検討等を行う	247回

警察との連携

【概要】

中央児童相談所に愛知県警から現職の警察官 1 名の派遣を受け、さらに中央・西部・東部の各児童相談所に、警察官 OB を警察連絡調整員として 1 名ずつ配置しています。

また、児童虐待対応において、警察と連携を取り対応するとともに、児童相談所職員のみでは、対応に困難・危険性がある事例の対応については、同行訪問を行う等の協力を得ています。

さらに、児童虐待の防止等に関する法律に定める立入調査、臨検・搜索の实地訓練の合同実施や、平成 31 年 1 月には児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定書を愛知県警と締結し、児童相談所が受け付けた全ての児童虐待事案について毎月情報共有を行う等の連携を行っています。

【実績】 警察との連携に関する主な取り組み

区 分	内 容
平成 30 年度	・立入調査、臨検・搜索の合同訓練実施（11月）
	・児童相談所が受け付けた児童虐待に係る事案の情報共有（2月、3月分） 新規受付 549件 一時保護解除（家庭復帰） 85件

（2）早期発見のための広報啓発

子ども本人への広報

【概要】

児童虐待に関する子ども本人からの SOS 発信を促すためのリーフレットを、市立小学校の新 1 年生の全児童に配布し、相談先について情報提供を行っています。

関係機関専門研修

【概要】

児童虐待対応にあたる関係職員（社会福祉事務所、保健センター、児童相談所、児童養護施設、保育所、幼稚園、学校関係等の職員及び主任児童委員等）を対象に、一定程度専門性の高い研修を実施し、児童虐待の早期発見・早期対応に関する能力の向上を図っています。

医療機関への啓発

【概要】

児童虐待の早期発見及び発見時に児童相談所へ通告・相談することを促すリーフレットの配布や、名古屋市医師会の会報を活用し、市内医療機関への啓発を実施しています。

その他関係機関への啓発

【概要】

保育所・幼稚園職員や学校教職員等の児童と関わりの深い業務に従事する職員等に対し、児童虐待に関する基礎的な知識、児童相談所の役割や通告・相談先を知らせるパンフレットを作成・配布する等、適切な対応が可能となるよう周知・啓発活動を実施しています。

(3) 体制の強化

児童相談所の体制強化

【概要】

急激に増加している児童虐待事案に対応するため、愛知県警からの派遣警察官の配置、弁護士資格を持つ主幹の配置、児童福祉司及び児童心理司の増員等を行うとともに、平成30年度には東部児童相談所を開設し、児童相談所の体制強化を図っています。

〔児童相談所の職員体制強化の経過〕

区 分	概 要
平成30年度	・ 東部児童相談所の開設に伴う増員 28人 (弁護士資格を持つ主幹1人を含む)
	・ 児童福祉司等の増員 9人 (内訳) 児童福祉司※ 4人 児童心理司※ 1人 区兼務児童福祉司 4人 (※は東部児童相談所開設に伴う増員の再掲)
令和元年度	・ 児童福祉司の増員 2人 (内訳) 区兼務児童福祉司 2人
	・ 警察連絡調整員 3人
	・ 医療連携支援コーディネーターの配置 (中央児童相談所) 1人

社会福祉事務所の体制強化

【概要】

各区社会福祉事務所において、児童相談所と連携しつつ、児童虐待防止対策に取り組んでいます。

令和元年度には、社会福祉事務所に配置されている児童相談所との兼務の区業務担当児童福祉司を2名増員して16区役所、6支所全てに配置するとともに、児童虐待対応支援員を4名増員し、更なる体制強化を行っています。

児童虐待対策参与の設置

【概要】

児童虐待対応に識見の深い外部有識者を「児童虐待対策参与」として委嘱し、専門的立場からの助言・指導を受け、また、児童相談所及び社会福祉事務所の管理職を含めた職員への研修を実施しています。

【実績】

平成30年度 参与による研修 計26回

(4) 職員研修の実施

児童相談所・社会福祉事務所等職員研修

【概要】

児童虐待対応力を向上させるため、職員研修の体系化を図り、質量ともに充実した研修の実施に取り組んでいます。また、平成29年度より児童福祉法改正に伴い、児童福祉司及び社会福祉事務所職員の研修が義務化されました。

【実績】 平成30年度 体系化した研修

①児童福祉司及び要保護児童対策調整機関調整担当者研修（義務化研修）

区 分	対 象 職 員	コマ数	実施回数
児童福祉司 任用前講習会	社会福祉主事から児童福祉司に任用されるもの	20 コマ 30 時間	29 回
児童福祉司 任用後研修	児童福祉司	20 コマ 30 時間	238 回
児童福祉司 スーパーバイ ザー研修	児童福祉法第13条第5項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司	19 コマ 28.5 時間	2 日程 に派遣 (※)
要保護児童対 策調整機関担 当者研修	要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者	19 コマ 28.5 時間	121 回

※2 団体に委託（前期・後期各3日間、計6日間の研修）

②専門研修等

区 分	対 象 職 員	実施回数
専門研修等	児童相談所職員、区役所職員、施設職員	236 回 (※)
事例検討会 (再掲)	児童相談所職員、区役所職員、施設職員	129 回 (※)

※一部、義務化研修を兼ねる

③児童相談所職員段階別研修

区 分	対 象 職 員	実施回数
新規・転任者研修	新たに児童相談所勤務となった職員	43回 (※)
係長級研修	係長又は主査	3回
所長・管理職研修	所長、課長又は主幹	3回

※一部、義務化研修を兼ねる

(5) その他体制強化の取組

外部スーパーバイザーの活用

【概要】

児童虐待ケースへの対応方針等を検討する際に、より適切な対応が可能となるよう、外部から学識経験者等を招き、専門的・技術的助言や指導を受ける体制を整えています。

【実績】

平成30年度 168回 217件

児童虐待対応業務システム（電算システム）による情報共有

【概要】

児童相談所、社会福祉事務所、保健センター等の関係機関が、適切な連携の下で迅速かつ的確に対応するため、被虐待児等の情報を共有する電算システムの運用を、平成27年度から開始し、関係機関の連携強化を図っています。

3 虐待を受けた子どもの保護・支援の取組

児童虐待を受けた子どもに対する支援として、一時保護所や児童養護施設等に入所中の子どもに心理的なケア等を実施するほか、より家庭的な養護が受けられるよう推進しています。また、施設退所後の家庭復帰・親子再統合へ向けた支援を実施しています。

(1) 一時保護所

学習支援嘱託員の配置

【概要】

一時保護された子どもへの学習指導の充実を図るため、教員経験のある学習支援嘱託員を一時保護所に配置し、小・中学生への学習指導を実施しています。

子どもの心理的なケア

【概要】

一時保護された子どもの心理的なケアを図るため、児童心理職員が子どもの心理判定とともに、虐待を受けた子どもへのカウンセリング等を実施しています。

(2) 児童養護施設等

施設の小規模化と家庭的養護の推進

【概要】

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、本体施設の小規模化を進め、児童養護施設の定員を45人以下に、また、施設における生活単位の小規模化として小規模グループケア化を順次行い、家庭的養護の推進を図っています。

【実績】

平成30年度 小規模グループケア実施施設 14施設 53か所

施設入所中の子どもの心理的なケア

【概要】

子どもの自立を支援するため、児童養護施設等に心理療法職員を配置し、カウンセリング等の心理療法を実施しています。

【実績】

平成30年度 心理療法職員配置施設 21施設

施設入所児童の自立支援事業

【概要】

施設に入所する児童の特性を踏まえ、平成28年度より個別に支援する専任の職員の配置の補助を始め、令和元年度は児童養護施設12か所に対して補助を行い、児童の社会的自立を支援しています。

ステップハウスモデル事業

【概要】

平成29年度から、児童養護施設等を退所して就労する者に対し、委託事業者である社会福祉法人職員による巡回見守りを行う住居（市営住宅2戸）を提供し、日常生活や就労の不安を解消し、自立に向けたステップを図っています。

（3）里親委託推進・支援

里親専任職員の配置

【概要】

里親制度の普及啓発や里親研修を行うとともに、中央・西部児童相談所に平成25年度から施設の里親支援専門相談員と連携して里親家庭への家庭訪問等を行う里親専任児童福祉司を各1名、平成27年度から家庭復帰・里親支援担当主査を各1名配置しています。平成30年度には東部児童相談所にも各1名配置しています。

里親支援専門相談員の配置

【概要】

入所児童の里親委託を児童相談所及び施設と連携して推進するとともに、里親に委託された児童と里親家庭へのアフターケアを行う里親支援専門相談員を、平成25年度から児童養護施設と乳児院各1か所に、平成27年度から乳児院2か所に配置し、計4名を配置しています。

里親制度普及事業

【概要】

里親制度の普及・促進等の取組みを実施しています。

【実績】

平成30度

里親制度説明会の開催（年間4回実施）

里親の体験談を聞く会の開催（年間4回実施）

社会的養育における里親制度と里親支援研修会の開催（年間3回実施）

ラッピングバスの運行（年間）

市内セブンイレブン（410店舗）にて啓発ポスター掲出（8月）

里親月間イベント

「あいフェスタ2018～みんなではぐくむ子どもの笑顔」の開催（10月）

(4) 家庭復帰に向けた支援

家庭復帰支援事業

【概要】

被虐待等の児童で親子の分離が行われ、児童養護施設等に入所しているケースについて、家庭復帰・親子再統合を目的とした各種プログラムを活用して保護者指導を行うことにより、積極的な家庭復帰と在宅支援を推進しています。

【実績】

平成30年度 家庭復帰 52名

(5) 再発防止に向けた支援

再発防止保護者支援事業

【概要】

平成27年度から、児童相談所が継続的に指導する在宅案件に関わる家族等の中で、特に児童虐待の再発防止に向けた支援が必要であり、かつ本事業による援助に同意する保護者を対象に、児童相談所長が依頼した保護者支援プログラムに精通した講師による援助を行っています。

【実績】

平成30年度 実施世帯数 60件

(参考)

名古屋市児童を虐待から守る条例（平成25年名古屋市条例第26号）

(目的)

第1条 この条例は、児童を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認等並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し必要な事項を定め、もって児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

- 第3条 虐待は、決して正当化されることのない、児童の人権を著しく侵害する行為であり、何人も虐待を許してはならない。
- 2 児童を虐待から守るに当たっては、児童の利益を最大限に配慮しなければならない。
 - 3 市民全体として、児童の尊厳を守り、児童が健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、虐待を受けた児童の安全の確保を最優先としなければならない。
- 2 市は、児童を虐待から守るため、必要な施策を講じなければならない。
 - 3 市は、児童の人権、虐待の予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
 - 4 市は、児童が虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、児童に対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。
 - 5 市は、警察、関係機関等及び地域社会による虐待の予防のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、児童を虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつ

けに際して、人権に配慮し、児童の心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。

（関係機関等の責務）

第7条 関係機関等は、市が実施する虐待の予防のための子育て支援施策に協力するとともに、その専門的知識及び経験を生かした虐待の早期発見のための取組を行うよう努めなければならない。

（虐待の予防）

第8条 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を充実させるよう努めるものとする。

2 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

（人材の育成）

第9条 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び福祉事務所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

（地域の相談支援拠点）

第10条 市は、虐待の予防、早期発見等を図るため、地域の相談支援拠点を指定することができる。

（情報の共有）

第11条 市は、児童相談所又は福祉事務所に対し、虐待を受けた児童（虐待を受けたと思われる児童を含む。以下本条及び第13条において同じ。）を発見した者から通告又は虐待に係る相談があった場合には、その旨の情報を児童相談所及び福祉事務所において適切に共有するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市立の学校、保健所その他児童の福祉に業務上関係のある市の機関の長は、虐待を受けた児童に係る情報について、児童相談所長（児童相談所の長をいう。以下同じ。）及び福祉事務所長（福祉事務所の長をいう。以下同じ。）との適切な共有に努めるものとする。

3 市は、虐待を受けた児童に係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。

4 市は、児童の安全の確保のために必要があると認めるときは、虐待を受けた児童に係る情報について、関係機関等と共有することができる。

（虐待の防止等のための個人情報の提供）

第12条 市長は、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止並びに虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のため必要があると認める場合には、当該虐待に係る児童又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を、警察及び関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。

(児童相談所への通告に係る児童の安全の確認等)

第13条 児童相談所長は、虐待を受けた児童を発見した者から児童相談所に通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、児童相談所の職員又は児童相談所長が依頼した者により、直接目視することを基本として、当該児童との面会、面談等の方法により、当該児童の安全の確認を行わなければならない。

2 児童相談所長は、前項の安全の確認に際し、児童の生命に関わる可能性のある外傷その他の状況が認められた場合は、当該児童の一時保護（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第1項に規定する一時保護をいう。以下同じ。）の必要性を最大限考慮しなければならない。

3 第1項の虐待を受けた児童の保護者及び保護者以外の同居人は、同項の安全の確認に協力しなければならない。

4 児童相談所長は、必要に応じ、近隣住民、住宅を管理する者、警察、関係機関等その他虐待を受けた児童の安全の確認のために必要な者に対し、児童の安全の確認に関する協力を求めるものとする。

5 児童相談所長は、必要に応じ、警察、関係機関等に対し、一時保護に関する協力を求めるものとする。

6 前2項の規定による協力を求められた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。

7 児童相談所長は、一時保護を解除するに当たっては、児童の心身の安全の確保を最大限考慮しなければならない。

(臨検、搜索等の必要性の判断)

第14条 市長は、児童の安全の確認又は安全の確保のため必要があると認めるときは、適切に法第8条の2の規定による出頭要求等、法第9条の規定による立入調査等及び法第9条の3の規定による臨検、搜索等を行うものとする。

(福祉事務所が通告を受けた場合の措置)

第15条 福祉事務所が法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、福祉事務所長は、必要に応じ児童相談所との連携を図りつつ、児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ法第8条第1項に規定する措置を採るものとする。

(虐待を受けた児童と保護者との再統合に向けた指導及び支援)

第16条 市は、虐待を受けた児童を保護者から分離した場合には、良好な家庭的環境で生活するために当該児童と保護者との再統合に向けた必要な指導及び支援を行わなければならない。ただし、保護者との再統合が当該児童の利益を侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(虐待を受けた児童への教育支援)

第17条 市は、虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育を受けられる

よう、必要な措置を講じなければならない。

(里親等への援助)

第18条 市は、虐待を受けた児童の養育に資するため、里親又は児童福祉法第27条第1項第3号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）に対し、情報の提供、助言、研修、相談及び里親等の相互交流の促進その他の援助を行うものとする。

(虐待の防止等に係る体制の整備)

第19条 市は、毎年度、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、虐待の防止等の実践的な対策について科学的に調査し、企画研究を行う体制を整備しなければならない。

3 市は、第16条の再統合に向けた指導及び支援に必要な体制の整備に努めなければならない。

(児童虐待防止推進月間)

第20条 児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等への取組の理解及び協力を求めるために、毎年5月及び11月を児童虐待防止推進月間とする。

(財政上の措置)

第21条 市は、児童を虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告及び公表)

第22条 市長は、毎年度、本市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組の状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第22号)

この条例は、平成30年4月2日から施行する。